

岐阜県里山林整備事業実施要領

[平成24年3月23日 森第869号]

[一部改正 平成25年4月1日 恵森第24号]

[一部改正 平成26年3月24日 恵森第537号]

第1 趣旨

人里に近く人々の暮らしと密接に結びついている里山で、森林所有者等による持続的な森林経営を通じた整備が困難な森林について、公的関与の高い管理・整備を推進することによって、森林が有する快適環境形成機能や保健・文化機能、生物多様性保全機能などの公益的機能の維持・向上・回復を図る。

里山林整備事業費補助金の事務の取扱については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱（平成24年3月23日付け環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知。以下「要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容等

事業の内容は、要綱第2条別表第1に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 里山林整備タイプ

(1) 対象森林

対象森林は、次のアからウまでに掲げる全てを満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林とする。

ア 市町村森林整備計画において快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として区分された森林又は区分される予定の森林で、次のいずれかに該当すること。

(ア) 生活道路の沿線の森林

(イ) 地域住民の快適な生活に資する里山林及び貴重な動植物の生息・生育地の保全に資する里山林

(ウ) 野生鳥獣被害が発生している農地の周辺の森林

イ 1 施行地の面積が0.1ha以上の森林

ウ 第5の規定に基づき事業の実施及び対象森林の管理方法に関する協定が締結された森林

(2) 事業内容

事業の内容は、次のとおりとする。

区 分	内 容
ア 侵入竹の除去	侵入竹の伐倒、除去、搬出運搬等
イ 森林病虫害の防除	被害木の伐倒、薬剤処理、破砕、搬出運搬等
ウ 広葉樹等の植栽	郷土樹種、花木、食餌木等の植栽
エ 修景等の環境保全	枯損木等の除去、枝葉の除去、下草刈り等林床整備
オ 不用木の除去	除間伐
カ 危険木の除去	倒木の危険性が高い高木等の伐採
キ 附帯施設整備	ア～カのいずれかの施業に付随して実施する歩道等の開設、安全施設等（木柵工等）の整備
ク 既存施設の改修	歩道・木質構造物等の補修・改築

2 バッファゾーン整備タイプ

(1) 対象森林

対象森林は、次のアからウまでに掲げる全てを満たす森林及びこれらの森林と併せて一体的に整備することが必要な森林とする。

ア 野生動物による農作物被害や精神的・身体的被害が生じるなど野生動物と人との不和が生じている地域において野生動物と人との共存、又は貴重な動植物の生息・生育地の保全など生物多様性の保全を図るため、農地、集落、生活道路沿線に隣接した森林（現況森林を含む。ただし、国有林は除く。）であること

イ 1 施行地の面積が0.1 ha 以上で、林縁からの幅（奥行き）はおおむね30 m 以内の連続した森林でかつ整備対象区域の直上の森林は市町村森林整備計画において快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として区分された森林又は区分される予定の森林であること

ウ 第5の規定に基づき事業の実施及び対象地の管理方法に関する協定が締結された地域

(2) 事業内容

事業の内容は、次のとおりとし、森林整備と附帯整備の各内容を必要に応じて効果的に組み合わせて実施するものとする。

区 分	内 容	
バッファゾーン整備	森林整備	下刈り、つる切り 枯損マツ・ナラ類等の伐倒 上層木の伐採 侵入竹の伐倒 林縁部等の広葉樹等の植栽（樹種転換） 上記作業に伴う伐採木等の林内整理 （枝払、玉切、後片付け含む）
	附帯整備	簡易な作業歩道の整備 簡易な安全施設等（柵工等）の整備

第3 事業計画書の提出

市町村長は、当該補助金を受けようとする事業主体の事業計画書（別記第1号様式）を取りまとめ、農林事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとし、所長は、管内市町村の事業計画書を取りまとめ、部長に提出する。

第4 事業量の決定

- 1 部長は、第3に基づき提出された事業計画書を審査し、予算の範囲内において農林事務所ごとの事業量を決定し、所長に通知する。
- 2 所長は、第3に基づき提出された事業計画書を審査し、前項の決定通知を受けた額の範囲内において事業主体ごとの事業量を決定し、市町村長等に通知する。

第5 協定の締結

事業主体の長は、市町村長及び森林所有者と事業の実施及び対象森林の管理等に関する協定を締結する。

第6 補助金の交付申請

- 1 事業主体の長は、規則第4条及び要綱第4条の規定による補助金交付申請書（要綱別記第1号様式）を作成し、次の書類を添付して所長（市町村による間接補助事業の場合は市町村長）に提出す

る。

- ① 事業計画書（別記第2号様式）
- ② 収支予算書（要綱第2号様式）
- ③ 里山林整備タイプを実施するに当たっては交付申請の事業箇所が、バッファゾーン整備タイプを実施するに当たっては交付申請の事業箇所の直上の森林が、市町村森林整備計画において、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に区分された森林又は区分される予定の森林であることを市町村長が証する書類

2 市町村による間接補助事業を実施する場合で、事業主体の長から補助金交付申請書の提出を受けた市町村長は、前項の規定に準じて補助金交付申請書を作成し、関係書類を添付して所長に提出する。

第7 補助金の交付決定

1 所長は、補助金交付申請書の提出があった場合は、内容を審査のうえ、規則第5条に基づき、速やかに補助金の交付を決定し、規則第6条及び要綱第5条に規定する条件のほか次に掲げる条件を付して書面（別記第3号様式）により補助金交付申請者に通知する。

補助金交付の翌年から起算して10年以内に、事業対象地を、里山林整備タイプに当たっては森林以外の用途へ転用する場合、バッファゾーン整備タイプに当たっては森林や農地等本来の土地利用以外の用途へ転用する場合、又は里山林整備タイプに当たっては補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、県に届け出るとともに、当該転用等に係る補助金相当額を返還しなければならないこと。ただし、公用、公共等やむを得ない事由による場合は、補助金相当額の返還の減免につき、知事に協議することができる。

2 市町村による間接補助事業を実施する場合で、所長からの交付決定通知を受けた市町村長は、市町村の定める補助金交付規則等に基づき補助金の交付を決定し、要綱第5条第2項に規定する条件のほか、前項に準じた条件を付して通知する。

第8 補助金の交付決定前着手届

1 事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとするが、やむを得ない理由により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体の長は、あらかじめその旨を具体的に明記した交付決定前着手届（別記第4号様式）を所長（間接補助事業の場合は市町村長）に提出する。

2 事業主体の長から交付決定前着手届の提出を受けた市町村長は、前項の規定に準じて交付決定前着手届を所長に提出する。

第9 事業計画の変更等

事業主体の長は、交付決定通知受理後において、事情の変化等により県規則第6条に規定する重要な変更の必要が生じた場合には、変更計画書を作成し、説明資料を付して部長と協議し、その指示を受ける。

第10 実績報告

1 事業主体の長は、規則第13条及び要綱第8条の規定による実績報告書（要綱第7号様式）を作成し、次の書類を添付して所長（市町村による間接補助事業の場合は市町村長）に提出する。

- ① 収支決算書（要綱第9号様式）
- ② 事業実績書（別記第2号様式）
- ③ 施業図及び箇所位置図（岐阜県造林補助事業実施要領別記様式第7号、7号-2）
- ④ 全施行地の事業実施状況写真

⑤ 実行経費算出表（様式1）及び基礎資料

⑥ 市町村及び森林所有者との協定書の写し

2 実績報告書の提出を受けた市町村長は、当該市町村の検査要領等に基づき検査等を行い、前項の規定に準じて実績報告書を作成し、関係書類を添付して所長に提出する。

第11 確認

1 第10第1項による実績報告書の提出を受けた所長は、確認要領により確認を行う。

2 所長は、確認の結果、事業内容が適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、別記第5号様式により事業主体の長に通知する。

第12 事業実績報告書

所長は年度事業が完了したときは、当該年度の翌年度の4月25日又は事業完了後1箇月を経過した日のいずれか早い期日までに事業実績報告書（別記第6号様式）を部長に提出する。

第13 標識等による表示

事業主体の長は、事業完了後、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した事業により整備したことを表示した標識等を設置するものとする。この場合において、表示に要する経費は、補助金の対象経費とする。

附 則

この要領は、平成24年度事業から適用する。

この要領は、平成25年度事業から適用する。

この要領は、平成26年度事業から適用する。

里山林整備事業の実施に関する協定書

（協定の目的）

第1条 里山林整備事業の対象となる森林の所有者〇〇〇（以下「甲」という。）、事業主体の長である〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）長（以下「丙」という。）は、第3条に掲げる里山林の公益的機能の維持・向上・回復を目的に、この協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。（10年以上）
2 この協定の目的の達成のため、特に必要のある場合には、甲乙協議の上、この協定を更新することができるものとする。

（協定の対象とする森林）

第3条 協定の対象となる森林（以下、「対象森林」という。）の所在およびその面積等は、次のとおりとする。

森林の所在地	樹種	林齢	面積 (ha)	備 考

（整備の内容）

第4条 乙は、森林の持つ多面的機能の発揮を図るため、次により対象森林の整備を行う。
内容 : <事業区分>

（費用の負担等）

第5条 前条の整備に要する費用は、乙が負担する。

（当事者の義務）

第6条 甲及び乙は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（1）甲の義務

- ア 事業の実施に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。
- イ 対象森林の境界および所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決にあたること。
- ウ 〇〇市（町村）森林整備計画に規定された森林整備の方法に関する事項を遵守すること。
- エ 事業の完了年度の翌年度から起算して10年以内に、対象森林を森林以外の用途へ転用しないこと及び立木竹の全面伐採除去を行わないこと。
- オ やむを得ず上記エの行為を行う必要が生じた場合は、あらかじめ乙にその旨を届けるとともに、事業に要した費用相当額を乙に支払うこと。
- カ 甲がこの義務に違反した場合または甲の都合によりこの協定を破棄した場合は、第4条第1項の整備のための費用相当額を乙に支払うこと。

（2）乙の義務

- ア 事業計画の作成にあたっては、甲にその内容を示し承諾を得ること。
- イ 第4条第1項の整備を実施し、その結果を甲に報告すること。

(災害等による損害)

第7条 第4条第1項の整備の実施中および実施後に、火災、天災その他乙の責に帰し得ない事由により、対象森林に生じた損害および第三者に生じた損害については、乙はその責任を負わない。

2 第4条第1項の整備により、対象森林の林相が著しく変化したり、または立木その他に損害が生じた場合であっても、乙はその責任を負わない。

(協定の継承等)

第8条 協定の期間中に対象森林を所有権移転、または貸借する場合には、甲は、所有権を取得した者または貸借した者に対しこの協定の継承を行うものとする。

(特別な事情による協定の失効)

第9条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部または一部についてその効力を失う。

(1) 対象森林の全部もしくは一部が公用、公共用もしくは公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰さない事由により、対象森林の全部もしくは一部が滅失したとき。

(疑義の決定)

第10条 この協定に関し疑義があるとき又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

平成 年 月 日

甲 森林所有者 住所 氏名

乙 事業主体 住所 事業主体の長

丙 市(町村)長 住所 市(町村)長

里山林整備事業の実施に関する協定書

（協定の目的）

第1条 里山林整備事業の対象となる森林等の所有者〇〇〇（以下「甲」という。）、事業主体の長である〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び〇〇市（町村）長（以下「丙」という。）は、第3条に掲げる里山林の公益的機能の維持・向上・回復を目的に、この協定を締結する。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。（10年以上）

2 この協定の目的の達成のため、特に必要のある場合には、甲乙協議の上、この協定を更新することができるものとする。

（協定の対象とする里山）

第3条 協定の対象となる里山（以下、「対象里山」という。）の所在およびその面積等は、次のとおりとする。

里山の所在地	土地利用の区分	面積 (ha)	備 考 * 森林の場合は主要な樹種を記載する

（整備の内容）

第4条 乙は、里山の持つ多面的機能の発揮を図るため、次により対象里山の整備を行う。

内容 : <事業区分>

（費用の負担等）

第5条 前条の整備に要する費用は、乙が負担する。

（当事者の義務）

第6条 甲及び乙は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（1）甲の義務

- ア 事業の実施に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。
- イ 対象里山の境界および所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決にあたること。
- ウ 〇〇市（町村）森林整備計画に規定された森林内で整備する場合は、その整備の方法に関する事項を遵守すること。
- エ 事業の完了年度の翌年度から起算して10年以内に、対象里山を森林や農地等本来の土地利用以外の用途へ転用しないこと。
- オ やむを得ず上記エの行為を行う必要が生じた場合は、あらかじめ乙にその旨を届けるとともに、事業に要した費用相当額を乙に支払うこと。
- カ 甲がこの義務に違反した場合または甲の都合によりこの協定を破棄した場合は、第4条第1項の整備のための費用相当額を乙に支払うこと。

(2) 乙の義務

ア 事業計画の作成にあたっては、甲にその内容を示し承諾を得ること。

イ 第4条第1項の整備を実施し、その結果を甲に報告すること。

(里山整備、利活用及び維持管理)

第7条 里山整備と、整備完了後の利活用及び維持管理に関する方針を甲乙丙協議し策定するものとする。

(災害等による損害)

第8条 第4条第1項の整備の実施中および実施後に、火災、天災その他乙の責に帰し得ない事由により、対象里山に生じた損害および第三者に生じた損害については、乙はその責任を負わない。

2 第4条第1項の整備により、対象里山の林相が著しく変化したり、または立木その他に損害が生じた場合であっても、乙はその責任を負わない。

(協定の継承等)

第9条 協定の期間中に対象里山を所有権移転、または貸借する場合には、甲は、所有権を取得した者または貸借した者に対しこの協定の継承を行うものとする。

(特別な事情による協定の失効)

第10条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部または一部についてその効力を失う。

(1) 対象里山の全部もしくは一部が公用、公共用もしくは公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰さない事由により、対象里山の全部もしくは一部が滅失したとき。

(疑義の決定)

第11条 この協定に関し疑義があるとき又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

平成 年 月 日

甲 所有者 住所 氏名

乙 事業主体 住所 事業主体の長

丙 市(町村)長 住所 市(町村)長

第 号
年 月 日

様

〇〇市（町村）長

公益的機能別施業森林について

平成 年度清流の国ぎふ森林・環境税事業補助金交付申請書の提出にあたり、下記の森林が〇〇市（町村）森林整備計画において、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林として区分されていること又は区分される予定であることを証します。

記

森林の場所

〇〇市〇〇字〇〇 △. △△h a ほか 〇〇箇所 △. △△h a
（別紙「平成 年度里山林整備事業計画書」のとおり）